

漁業法（昭和 27 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和 40 年 2 月 10 日徳島県規則第 5 号）第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる機船船びき網漁業につき、徳島県漁業調整規則第 10 条第 1 項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	機船船びき網漁業	操業区域（別記の操業区域をいう。）の 1	周年	20 馬力又は 52 kW 以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数以内	5 トン未満の許可証に記載されている船舶の総トン数以内	2	県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 12 日から同年 10 月 12 日まで

別記 操業区域

- 1 次の基点共第 51 号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点共第 55 号の各点を順次に結んだ 5 直線、基点共第 52 号と基点共第 53 号を結んだ直線及び基点共第 54 号と基点共第 55 号を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点共第 51 号	徳島県板野郡松茂町豊岡字山の手南端通称切戸に設置した標注
イ	基点共第 51 号から 107 度、3,300 メートルの点
基点共第 52 号	徳島県板野郡松茂町長原今切川左岸導流堤基部
ロ	基点共第 52 号から 107 度、3,000 メートルの点
ハ	基点共第 52 号から 107 度、1,500 メートルの点
基点共第 53 号	徳島県徳島市川内町今切川右岸導流堤基部
基点共第 54 号	徳島県徳島市川内町小松吉野川左岸 0 キロメートルキロ杭
基点共第 55 号	徳島県徳島市北沖洲吉野川右岸堤防東北端
ニ	基点共第 55 号から 107 度、1,500 メートルの点